

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

障害福祉課

【告示】

○ 建築基準法第五十二条第一項第七号等の規定による都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築規制の数値及びその適用区域の指定の一部改正
（県例規集登載）

建築指導課

（県例規集登載）

○ 岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更

循環型社会推進課

○ 保安林の解除予定

治山課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

港湾課

○ 港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地区内の分区の指定の変更

○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

○ 港湾施設の貸付けの一部改正

○ 都市計画の変更

都市計画課

【公告】

○ 土地改良事業の工事完了
○ 公共測量の終了

耕地課
監理課

○ 水島港港湾計画の変更

○ 落札者等の決定

○ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程
（県例規集登載）

総務企画課

【人事委員会】

○ 岡山県人事委員会を取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

○ 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正
（以上県例規集登載）

〃

○ 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報指定の廃止

選挙管理委員会

○ 岡山県選挙管理委員会を取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正
（県例規集登載）

選挙管理委員会

<p>目次</p>	<p>担当課(室)</p>
<p>○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 【監査委員】 ○ 岡山県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正 (県例規集登載) 【教育委員会】 ○ 岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正 (県例規集登載) 【警察本部】 ○ 個人情報の保護に関する法律施行規程 (県例規集登載) ○ 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報の指定の廃止 【公安委員会】 ○ 個人情報の保護に関する法律施行細則 ○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (以上県例規集登載) 【労働委員会】 ○ 岡山県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正 (県例規集登載) 【収用委員会】</p>	<p>〃 監査事務局 教育委員会 〃 県民広報課 〃 県民広報課 交通規制課 〃 労働委員会</p>
<p>目次</p>	<p>担当課(室)</p>
<p>○ 岡山県収用委員会事務処理規程の一部改正 ○ 岡山県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正 (以上県例規集登載) 【海区漁業調整委員会】 ○ 岡山海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正 (県例規集登載) 【内水面漁場管理委員会】 ○ 岡山県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正 (県例規集登載) 【公立大学法人岡山県立大学】 ○ 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報の指定の廃止</p>	<p>収用委員会 〃 海区漁業調整委員会 〃 内水面漁場管理委員会 〃 公立大学法人岡山県立大学</p>

◎岡山県規則第四十一号

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十二年岡山県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部（一）の項4ロ中「第二十九条」を「第三十一条第二項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第四百十七号

平成二十六年岡山県告示第四百五号（建築基準法第五十二条第一項第七号等の規定による都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築規制の数値及びその適用区域の指定）の一部を次のように改正し、令和五年三月二十八日から施行する。

令和五年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

題名中「第五十二条第一項第七号」を「第五十二条第一項第八号」に改める。
本則中「第五十二条第一項第七号」を「第五十二条第一項第八号」に改める。

◎岡山県告示第四百十八号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第七条第一項の規定による岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成二十年岡山県告示第八十五号）の一部を令和五年三月二十日付けで変更したので、岡山県環境文化部循環型社会推進課及び各県民局地域政策部環境課において縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和五年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
真庭市蒜山下和字植杉二二七四の九三、二二七四の九四、二二七四の一〇五から二二七四の一〇七まで
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

令和5年3月28日 岡山県公報 第12484号

◎岡山県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新見多里線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見市神郷釜村字小ふけ川端二七七八番一 地先から ○地先まで	新	四・八〇 三六・八	二〇一・三
新見市神郷釜村字七百田二七八〇番一 地先から 先を経て 新見市神郷釜村字弥四郎田二七八六番一 ○地先まで	新	九・八〇 四二・六	二〇一・三
新見市神郷釜村字小ふけ川端二七七八番一 地先から 新見市神郷釜村字弥四郎田二七八六番一 ○地先まで	旧	四・八〇 三六・八	二二六・〇

令和5年3月28日 岡山県公報 第12484号

◎岡山県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	新見多里線	新見市神郷釜村字小ふけ川端二七七八番一地先から 新見市神郷釜村字七百田二七八〇番一地先を 経て 新見市神郷釜村字弥四郎田二七八六番一〇地 先まで	令和五年三月二十八日

令和5年3月28日 岡山県公報 第12484号

◎岡山県告示第百五十二号

昭和四十二年岡山県告示第六百二号（港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地区内の分区の指定）で指定した臨港地区の分区のうち、水島港臨港地区に係る商港区、工業港区及び修景厚生港区の区域を変更した。

なお、分区及びその区域の図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備中県民局水島港湾事務所において縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

令和5年3月28日 岡山県公報 第12484号

◎岡山県告示第百五十三号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和五年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 黒	一台	愛知県警察一九ア五七八一〇
二六インチ 黒	一台	不明

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和五年二月二十四日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三―三一―三二一一

◎岡山県告示第百五十四号

平成二十六年岡山県告示第百八十八号（港湾施設の貸付け）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

三の3の(1)の表野積場の項中「一六三、二九三・六七平方メートル」を「一七一、六四五・〇三平方メートル」に改め、同3の(3)の表その他附帯施設の項中「受変電施設」の下に「、便所」を加える。

◎岡山県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域区分を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課

◎岡山県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画臨港地区（水島港臨港地区）を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画臨港地区（水島港臨港地区）

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課

令和5年3月28日 岡山県公報 第12484号

〔一四五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

令和五年三月二十八日

事業主体	地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太	完了年月日
足守土地改良区	大木谷	かんがい排水		令和五・二・八
〃	中ノ窪			令和五・三・十
〃	上土田水路			令和五・三・十

令和5年3月28日 岡山県公報 第12484号

〔一四六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町中坵 和地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年二月二十七日	終了年月日

令和5年3月28日 岡山県公報 第12484号

〔一四七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局苦田ダム管理所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
苦田郡鏡野町地内 （奥津湖周辺）	公共測量（基準点測量）	令和四年十二月一日
苦田郡鏡野町久田 下原地内、杉地内	公共測量（空中写真測量）	令和五年二月二十二日

令和5年3月28日 岡山県公報 第12484号

〔一四八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年三月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	高梁市成羽町下原及び成羽町星原地内
測量の種類	公共測量（路線測量）
終了年月日	令和五年三月十六日

令和5年3月28日 岡山県公報 第12484号

〔一四九〕港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三の規定により、水島港
港湾計画の一部を次のとおり変更した。

令和五年三月二十八日

水島港 港湾管理者 岡山県
代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太 県

一 変更事項

- 1 玉島地区における公共埠頭計画
- 2 玉島地区における専用埠頭計画
- 3 玉島地区における土地利用計画

二 変更後の港湾計画の縦覧場所

岡山県土木部港湾課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）
岡山県備中県民局水島港湾事務所（倉敷市水島福崎町一番一二号）

令和5年3月28日 岡山県公報 第12484号

〔一五〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和五年三月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
庁用自動車リース業務（小型貨物自動車） 三〇台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和五年三月十七日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社トヨタレンタリース岡山
岡山市南区新保六五一番地三
- 五 落札金額
八一、六五一、二四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七、四二二、八四〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和五年二月二十一日

◎岡山県企業管理規程第三号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「並びに第七項及び第八項」を「及び第七項」に改め、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。

附則第八項中「第四条第七項及び第八項」を「第四条第七項」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三十二号

岡山県人事委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十八日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

岡山県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
岡山県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年岡山県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく」を削り、「岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県規則第九十二号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成十五年政令第五百七号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十年岡山県条例第五十号）」に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年岡山県規則第九号）」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年3月28日 岡山県公報 第12484号

◎岡山県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会事務局処務規程（昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十八日

岡山県人事委員会委員長

吉松裕子

第五条の表を次のように改める。

局長 次長	決裁者	
	次長 班長（総括副参事又は総括主幹をいう。以下この表において同じ。）	第一次
班長	第二次	

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会告示第一号

平成十八年岡山県人事委員会告示第一号（簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報指定制）は、廃止する。

令和五年三月二十八日

岡山県人事委員会委員長

吉

松

裕

子

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第十二号

岡山県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十四年岡山県選管告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

本則中「岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく」を削り、「岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県規則第九十二号）」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岡山県条例第五十号）に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年岡山県規則第九号）」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年3月28日 岡山県公報 第12484号

◎岡山県選管告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年三月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。）
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、一五四	高 梁 市	七、九二〇
岡山市中区	四〇、一三五	新 見 市	七、九二八
岡山市東区	二五、九六二	備前市・和気郡	一三、一八三
岡山市南区	四五、九九八	瀬 戸 内 市	一〇、三一〇
倉敷市・都窪郡	一三四、〇六八	赤 磐 市	一一、〇二一
津山市・苫田郡・勝田郡	三五、三一一	真庭市・真庭郡	一二、三九一
玉 野 市	一六、一八五	美作市・英田郡	七、八五八
笠 岡 市	一三、一五一	浅口市・浅口郡	一二、五七五
井原市・小田郡	一四、七二六	久 米 郡	五、一〇一
総 社 市	一八、八二〇		

◎岡山県監査委員告示第一号

岡山県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十四年岡山県監査委員告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十八日

岡山県代表監査委員 浅 間 義 正

本則中「岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく」を削り、「岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県規則第九十二号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」、「個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）」及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岡山県条例第五十号）に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年岡山県規則第九号）」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第五号

岡山県教育委員会文書保存分類表（平成八年岡山県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。
令和五年三月二十八日

岡山県教育委員会
 庁 中 一 般
 教 育 事 務 所
 教 育 機 関
 立 学 校

第一表 A 共通の表 5 人事の部 6 福利厚生 の項中

5	ストレスチェック	5
を		
5	ストレスチェック 児童手当	5

に改める。

第一表 B 教育政策の表 3 秘書広報の部 5 広報公聴の項中

4		
を		

第一表 C 財務の表 3 給与管理の部 1 給与の項中

4	県立学校の魅力発信	5	に改める。
2	債権差押	30	
を			
2	債権差押・供託	10	

第一表 E 高校教育の表 1 総括の部 1 総括の項中

4		
を		
4	おかやま夢育イニシアチブ	3

に

10	社会人講師活用事業	3	を	10
を				
10				

に

10		
を		
10		

18	N I E	3	を	18		に改め、同表2振興の部1事業費の項中
----	-------	---	---	----	--	--------------------

8	旧岡山県教育センター解体事業費	10	を	8		に改め、同部2国庫補助の項中
---	-----------------	----	---	---	--	----------------

	理科教育等設備整備費	5	を		10	に改め、同表3指導の部1国際理解教育の項中
--	------------	---	---	--	----	-----------------------

11	留学コーディネーター	3	を	11 12	留学コーディネーター オンライン国際交流コーディネーター	3	に改め、同表4職業教育の部1総括の項中
----	------------	---	---	----------	---------------------------------	---	---------------------

5	技能検査	3	を	5 6	技能検査 包括連携協定	3	に改め、同表5管理の部1特色ある学校づくりの
---	------	---	---	--------	----------------	---	------------------------

5	探究フオーラム	5	を	5 6	探究フオーラム 高校と地域で創る未来の学びプロジェクト	5	に改め、
---	---------	---	---	--------	--------------------------------	---	------

第一表G生涯学習の表1総括の部1総括の項中		4	成人式	3	を	4	を	5	に改め、
-----------------------	--	---	-----	---	---	---	---	---	------

に改め、同表2振興の部3県費補助の項中		2			を	2	日本スカウトジャンボリー派遣費補助 金	5	に改め、
---------------------	--	---	--	--	---	---	------------------------	---	------

同表3企画推進の部1生涯学習支援の項中「ロビンソンキッズ事業」を「ロビンソンサイト「おかやま まなびとサーチ」充実事業」及び「公民館等を利用した夜間学び直し推進事業」を「学び直し推進事業」に改め、同表4社会教育の部1家庭・地域教育の項中

5	訪問型家庭教育支援推進事業	5	を	5		に改め、
---	---------------	---	---	---	--	------

第一表日文化財の表2文化財保護の部6補助金の項中

11	文化資源活用事業費	5	を
----	-----------	---	---

11	文化資源活用事業費	5	に改め、	回表3埋蔵文化財の部1総括の項中	保護調査指導会・専門委員会・連絡会	3	を
12	文化財活用促進(県費)	10					

保護調査指導会・専門委員会・連絡会
議 10 に改める。

第一表1福利の表1福利の部2児童手当の項中「支給内訳書」を「児童手当関係書類(支払)」に改め、回報2財政出納の項中「加入者控除額一覧表」を「財形貯蓄控除状況資料」

4	金融機関別払込明細書	3	を	4			に改める。
---	------------	---	---	---	--	--	-------

第一表し人権教育・生徒指導の表3人権教育の部3人権教育推進の項中

13	人権教育講師バンク	3	を
----	-----------	---	---

13	人権教育講師バンク	3	
14	「わたしの人権メッセージ」動画チャレンジ	3	に改める。

第二表1共通の表1総括の部9情報技術・情報教育の項中

4	一人一台端末	30	を
---	--------	----	---

4	一人一台端末	5	に改め、	同表6職員の部1福利厚生	5	を
---	--------	---	------	--------------	---	---

5	ストレスチェック	5	に改める。
---	----------	---	-------

第二表2教育事務所の表4学校支援の部Aその他教育活動調査研究指導の項中

1	その他教育活動総括	3	を
---	-----------	---	---

1	その他教育活動総括	3
2	教育の情報化	3

チ」に改める。

に改め、同表5生涯学習の部8情報教育の項中「晴れの国おかやまデジタルワールド」や「おかやま びなびとサー

第二表8博物館の表2学芸の部中		2	資料	1	資料借用証	30	を
-----------------	--	---	----	---	-------	----	---

2	資料長期借 用	1	資料借用証	30	に改め、同部3普及事業の項中	7	デジタルミュージアム	5
---	------------	---	-------	----	----------------	---	------------	---

7	デジタルミュージアム	5	に改める。
8	地域支援	10	

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和四年度以降において完結した文書から適用する。

◎岡山県警察告示第十八号

個人情報保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和五年三月二十八日

岡山県警察本部長 檜 垣 重 臣

個人情報の保護に関する法律施行規程

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十八年岡山県警察告示第十号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岡山県条例第五十号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、岡山県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に關し必要な事項を定めるものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第二条 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第八十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 ビデオテープ又は録音テープ 視聴若しくは聴取又は複製物の交付の方法
- 二 前号に該当するもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を保有する処理装置及びプログラムにより専用機器に出力したものを閲覧させ、若しくは視聴させ、又は光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製することが容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は当該複製物の交付により開示を行うことができる。

（写しの交付に要する費用の額等）

第三条 条例第三条第二項の実施機関が定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 写しの交付に要する費用は、前納とする。

（その他）

第四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第九項及び第十項の規定によりなお従前の例によることとされた行為に係るこの告示による改正前の岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第三条関係）

文書の種類	写しの交付の方法	金額
一 文書又は図画	イ 乾式複写機による写し	一枚につき十円。ただし、多色刷りのものにあつては、一枚

令和5年3月28日 岡山県公報 第12484号

	二 ビデオテープ		三 録音テープ		四 電磁的記録（二の項又は三の項に該当するものを除く。）	
	ロ 乾式複写機による写し以外のもの	イ ビデオカセットテープに複製したもの	ロ ビデオカセットテープ以外に複製したもの	イ 録音カセットテープに複製したもの	ロ 録音カセットテープ以外に複製したもの	イ 印刷物として出力したもの
	写しの作成に要する費用に相当する額	一卷につき百十円	写しの作成に要する費用に相当する額	一卷につき九十円	写しの作成に要する費用に相当する額	一枚につき十円
	ハ 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したもの	ロ 光ディスク（日本産業規格X六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したもの				
	一枚につき五十円	一枚につき四十円				

備考

一 一の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

二 一の項イの場合において、用紙は、原則として、日本産業規格A列三番までの大きさのものを用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。

令和5年3月28日 岡山県公報 第12484号

◎岡山県警察告示第十九号

平成十八年岡山県警察告示第十二号（簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報（指定））は、廃止する。

令和五年三月二十八日

岡山県警察本部長 檜垣重臣

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第七号

個人情報保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和五年三月二十八日

岡山県公安委員会

個人情報の保護に関する法律施行細則

岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岡山県条例第五十号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、岡山県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に關し必要な事項を定めるものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第二条 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第八十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 ビデオテープ又は録音テープ 視聴若しくは聴取又は複製物の交付の方法
- 二 前号に該当するもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を保有する処理装置及びプログラムにより専用機器に出力したものを閲覧させ、若しくは視聴させ、又は光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製することが容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は当該複製物の交付により開示を行うことができる。

（写しの交付に要する費用の額等）

第三条 条例第三条第二項の実施機関が定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 写しの交付に要する費用は、前納とする。

第四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、岡山県警察本部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第九項及び第十項の規定によりなお従前の例によることとされた行為に係るこの規則による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第三条関係）

文書の種類	写しの交付の方法	金額
一 文書又は図画	イ 乾式複写機による写し	一枚につき十円。ただし、多色刷りのものにあつては、一枚

◎岡山県公安委員会規則第八号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年三月二十八日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第三号中「大型乗用自動車通行止め」を「大型乗用自動車等通行止め」に、「自転車及び歩行者専用」を「自転車及び歩行者等専用」に、「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改め、同項第三号の二中「自転車及び歩行者専用」を「自転車及び歩行者等専用」に改める。

別表第三の十二の項の次に次のように加える。

	ハ 真庭市禾津三二八番二地先から真庭市蒜山下 長田三一番二地先に至る間
--	--

別表第三の十七の二の項の次に次の一項を加える。

十七の三 主要地方道倉敷清音線	倉敷市酒津一七二六番一地先から総社市清音上中島三〇三番一地先に至る間
-----------------	------------------------------------

別表第三の二十三の二の項を次のように改める。

二十三の二 主要地方道和气笹目作東線	美作市滝宮一二八五番二地先から美作市滝宮五二五番一地先に至る間
--------------------	---------------------------------

別表第三の三十一の項の次に次の一項を加える。

三十一の二 主要地方道赤穂佐伯線	美作市滝宮五二五番一地先から美作市中川六六〇番一五地先に至る間
------------------	---------------------------------

別表第三中四十の四の項を四十の五の項とし、四十の三の項を四十の四の項とし、四十の二の項を四十の三の項とし、四十の項の次に次の一項を加える。

四十の二 一般県道福本和气線	美作市井口八四番一地先から美作市中川六六〇番一五地先に至る間
----------------	--------------------------------

別表第三中六十一の五の項を六十一の六の項とし、六十一の四の項の次に次の一項を加える。

六十一の五 美作市道小原井口線	美作市福本五二一一番地先から美作市井口八五一四番地先に至る間
-----------------	--------------------------------

様式第一号中「大型乗用自動車通行止め」を「大型乗用自動車等通行止め」に、「自転車及び歩行者専用」を「自転車及び歩行者等専用」に、「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県労働委員会告示第一号

岡山県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十四年岡山県地方労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十八日

岡山県労働委員会

会長 西 田 和 弘

本則中「岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく」を削り、「岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県規則第九十二号）」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十四年個人情報保護委員会規則第三号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岡山県条例第五十号）に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年岡山県規則第九号）」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県収用委員会訓令第一号

岡山県収用委員会事務局

岡山県収用委員会事務処理規程（平成十二年岡山県収用委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十八日

岡山県収用委員会

会長 奥田隆之

別表第二中

二十五 岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号。この号において「条例」という。）に基づく保有個人情報の開示の可否の決定その他の条例の施行に関する事務処理

を

二十五 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。この号において「法律」という。）に基づく保有個人情報の開示の可否の決定その他の法律の施行に関する事務処理

に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県収用委員会告示第一号

岡山県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十四年岡山県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十八日

岡山県収用委員会

会長 奥田隆之

本則中「岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく」を削り、「岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県規則第九十二号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」、「個人情報保護法施行規則（平成十五年法律第五十七号）」、「個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十年岡山県条例第五十号）」に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年岡山県規則第九号）」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山海区漁業調整委員会告示第五号

岡山海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十四年岡山海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十八日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 灌 雄

本則中「岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく」を削り、「岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県規則第九十二号）」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岡山県条例第五十号）に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年岡山県規則第九号）」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県内水面漁場管理委員会告示第一号

岡山県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十四年岡山県内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十八日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

本則中「岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく」を削り、「岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県規則第九十二号）」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岡山県条例第五十号）に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年岡山県規則第九号）」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年3月28日 岡山県公報 第12484号

◎公立大学法人岡山県立大学告示第一号

平成二十年公立大学法人岡山県立大学告示第一号（簡易な方法による開示請求をすることができ個人情報の指定）は、廃止する。

令和五年三月二十八日

公立大学法人岡山県立大学理事長

沖

陽

子

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。